

コロナウイルスの影響で 仕事や暮らしにお困りの方 国が実施する制度を 活用できるかもしれません

労働者の休職への対応

事業主へ労働者1人当たり
8,330円の助成

個人事業主も一律で
4,100円支給

対象

(1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

(2)新型コロナウイルスに感染したまたは風症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金

申請（問い合わせ）

千葉労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー TEL 043-221-2303

その他支援もあります

雇用調整助成金の拡充（労働局助成金相談窓口）
セーフティーネット貸付の緩和（日本政策金融公庫）

個人向けの緊急支援

一時的な休業等の支援で
10万円を貸付

失業等の場合最大で
20万円を貸付

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯

申請（問い合わせ）

市社会福祉協議会

中小企業者等相談窓口

中小企業者等を支援するための
相談窓口が設置されています

申請（問い合わせ）

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室
TEL 043-223-2707（金融相談）

千葉県産業振興センター

TEL 043-299-2907（経営相談）

請負代金負担や無理な 工期など困ってませんか 建設現場での配慮を求め 国が通達を出しています

国土交通省

(3月11日付新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について)

(1) 発注者から直接工事を請け負った元請負人は、すべての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不足の損害を与えることのないよう十分配慮すること

(2) 書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底するとともに、各々の対応な立場に基づき、適正な手順により、書面による契約を徹底することなど、発注者に対して下請負者への配慮を求める。

国土交通大臣・経済産業大臣

(3月10日付「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について」)

納期の遅れに関しては、親事業者へ「十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努める」ことを求める。原材料が高騰の場合は「追加コストの負担を行うこと」、支払いに関しては「速やかな支払いや前金払い等」柔軟に対応するよう親事業者へ配慮を要求する。

千葉土建では通達の遵守を 求めて自治体に要請します

現場で困ったことがあれば 千葉土建へ相談してください

千葉土建市原支部 TEL0436-36-4445
市原市西広6-20-17 FAX0436-36-3242